

(様式第4号) 平成24年度(第3期)第5回上下水道審議会 会議概要

1	審議会名	上下水道審議会
2	日 時	平成24年11月14日 午後1時30分から午後3時30分まで
3	会 場	丸子地域自治センター4階講堂
4	出席者	柄澤会長、臼井副会長、吉川委員、倉沢委員、小山委員、高寺委員、斉藤委員、宮岸委員、田畑委員、竹村委員、滝沢委員
5	市側出席者	大澤上下水道局長、西入経営管理課長、浅見サービス課長、西林上水道課長、堀内下水道課長、金児浄水管理センター所長、滝沢丸子上下水道課長、佐藤真田上下水道課長、経営管理課庶務係金井係長、経営管理課経理担当山口係長、経営管理課経理担当杉山係長、井澤
6	公開・非公開等の別	公開
7	傍聴者	1人 記者 3人
8	会議概要作成年月日	24年11月15日

協 議 事 項 等

1	開 会
2	会長あいさつ <ul style="list-style-type: none"><li>出席者が少ないが、前回審議会に引き続き審議を行い、答申内容まとめる大切な会議である。</li><li>委員の皆様からも積極的なご意見をいただきたい。</li></ul>
3	議事 <p>(1) 諮問事項について</p> 会長： <ul style="list-style-type: none"><li>別荘料金の一般料金への統一について、事務局から説明をお願いしたい。</li></ul> 経営管理課長： <ul style="list-style-type: none"><li>別荘料金は、市町村合併協議に際し、それぞれの地域の実情を尊重して据え置くこととされた。</li><li>現在市内には、須川湖ハイランド、菅平、獅子が城の3箇所に別荘地があり、水道料金はそれぞれ別の料金体系である。標準的な家庭(口径13mmで年間186㎡使用を想定)では、地区によって一般の水道料金よりも、1.37倍~2.72倍高い料金設定となっている。</li><li>しかしながら最近では、別荘地であるにもかかわらず、別荘用としてではなく、その建物に定住する住民がおり、そのような定住者からは、なぜ別荘地は水道料金が高いのか、との疑義が寄せられている。</li><li>別荘地は、料金収入に比べて維持管理費用が割高となる傾向があるため、一般の水道料金よりも高額な水準で料金設定することが妥当との考え方もあるものの、現行の料金格差を合理的に説明することが困難となっている。</li><li>検討の結果、別荘料金は平成25年度から一般料金と同じ水準に統合したい。</li><li>統合による影響額は年間約9,000千円(料金収入総額の0.4%)の収入減少であり、経営に与える影響は軽微である。</li><li>これにより、料金説明の明確化が図れるとともに、別荘への定住化及び利用促進が図れる。</li><li>別荘料金は上田市水道条例中に規定されているため、条例改正案を平成25年3月議会に上程したい。改定後の料金適用は、平成25年度6月検針分からとしたい。</li></ul> 会長： <ul style="list-style-type: none"><li>前回の審議会の後に、委員の皆さんから意見が提出されている。意見の内容とこれに対する回答について事務局から説明をお願いしたい。</li></ul>

経営管理課長

- ・ 委員から寄せられた意見と、これに対する局としての回答を資料のとおり整理した。
- ・ 一つ目として、「財政基盤の改革の中で、行政事務の民間参入の推進によりかなり効率的な業務運営がなされることが期待され、大変好ましいことだが、これまで当該業務に携わっていた職員の処遇についてはどうなるのか、当該公営企業として財政基盤の健全化となっても、上田市全体として余剰人員になるのであれば、どのような解決手段があるのか」との意見があった。
- ・ これに対しては、上下水道局職員は上田市からの出向職員で構成されており、現行の出向職員数に変動が生じる場合には、定員適正化計画の方針に沿って、再配置あるいは新規採用職員数の検討が行われ、職員の処遇について上田市全体の中で調整される。
- ・ 二つ目として、「根本的になぜ民間参入を推進することで財政基盤の改革が図れるかについて、現状分析することも必要である」との意見があった。
- ・ これに対しては、上下水道事業は、不採算であれば撤退すればよいというものではなく、だからといって単純に料金を引き上げればよいというものではない。また、「安全、安心を確保する」という視点も欠くことができない。したがって、上下水道事業の経営においては、常に公共性と経済性を両立し、なるべく料金を引き上げないで事業を適切に継続していかなければならないと考えている。また民間参入の推進についても、この考え方を基本にどうするべきかを検討するとともに、職員数についても同様の考え方によって局内で十分検討した上で、上田市全体での調整を図ってまいりたいと考えている。
- ・ 三つ目は要望として、「上田終末処理場に農業集落排水事業所のつなぎ込みをしないこと」との内容である。
- ・ 具体的には、「昭和 34 年清浄園が秋和周辺に稼働を開始してから 53 年が経過し、また隣接地に昭和 47 年上田終末処理場が供用開始してからも 40 年が経過している。これらは迷惑施設と言われるがゆえに、公害防止協定が結ばれており、公害防止連絡員会議も定例で開催されている。また、2 万坪に及ぶこれらの施設の周辺の地域振興策が遅れているため、農地の中に金属リサイクル業者や塗装工場が散見される。」
- ・ 「他方で広域連合はごみ焼却施設建設を丸子地域に提案し反対運動で断念、次に塩田地域に提案し、またも反対運動で断念。今回は 53 年、40 年間もの長い間迷惑施設を受け入れてきた諏訪部、秋和地域にごみ焼却施設建設を提案してきた。その上 11 月に終末処理場に農業集落排水事業所 26 か所のつなぎ込みを諮問している。」
- ・ 「これは、一度迷惑施設を受け入れると次々と処理地域の拡大をしたり、他の迷惑施設が迷惑施設の周辺に開設される等、負担の公平性を著しく欠く恐れがある。地元自治会は公害防止連絡員会議でも、農業集落排水の下水道へのつなぎ込みに反対の意思表示を行ってきた。よって上田終末処理場に農業集落排水事業所のつなぎ込みをしないことを要望する」という内容である。
- ・ この要望に対しては、前回の審議会においても、今後 10 年間に見込まれる事業の概要を「事業計画」として示した。その中で、長期的な展望に基づく大きな経営課題のひとつとして、農業集落排水の基本的な考えについて、公共下水道への統合を進めていく方針を示した。将来の負担増を抑制し事業経営を継続させていくために、農業集落排水を順次廃止して、スケールメリットを生かせる公共下水道への統合を行っていきたい。
- ・ ただし、その大前提として地元の同意を得ること、事業に対する理解をいただくことが最重要であり、一方的に進めることはしない。
- ・ なおこの要望については、個別の事業に対する、市の方針・市の姿勢への要望と受け止めている。「上下水道料金について、諮問事項に基づいて審議を行う」という本審議会の主旨からみて、答申内容に関わる意見ではないと考えている。

会長

- ・ 事務局の説明に対し質問意見はあるか。

委員

- ・ 別荘料金を廃止し一般料金に統一した場合、現行は年1回検針である地域の検針は、一般料金と同様に2ヶ月に1回となるのか。

経営管理課長

- ・ 現在、須川湖ハイランドは2ヶ月に1回の検針・徴収、菅平、獅子ヶ城は年1回の検針・徴収である。料金統一後も、これまでと同様に、須川湖ハイランドは2ヶ月に1回、菅平・獅子ヶ城は年1回の検針・徴収としたい。

委員

- ・ これまでどおり年1回検針とすると、基本料金はいくらになるのか、どのように計算するのか。

経営管理課長

- ・ 基本料金は、一般料金の1ヶ月の基本料金569円の12倍(12ヶ月分)を1回で徴収したい。

委員：

- ・ 基本料金については了解した。一方、年1回の検針とすると、従量料金部分は使用水量によって単価が異なるため、完全な料金統一とは言えないのではないか。

サービス課長：

- ・ 本来は2ヶ月ごとの検針・徴収を行うべきだが、自然条件等を考慮し年1回の検針としたい。
- ・ 完全な意味での統一とは言えないが、一般料金と同じ料金体系を適用することをもって対応したい。

会長：

- ・ ここで審議を打ち切り、正副会長と事務局で答申書案を作成することとしたい。
- ・ 作成後、答申書案を皆さんに提示し意見をいただきたいので、しばらくお待ちいただきたい。

【別室にて、正副会長と事務局で答申案作成。その間、各委員は待機・休憩】

【作成後、答申書案を配布】

## (2) 答申書について

会長：

- ・ 答申書案について、事務局から説明をお願いしたい。

経営管理課長：

- ・ 先ほど正副会長と答申書の内容について整理をした。答申書案について説明をしたい。
- ・ 1ページ目は上下水道審議委員の名簿である。
- ・ 2ページ目「1はじめに」はこの審議会の主旨を説明している。「この審議会では、平成24年11月2日に上田市から諮問された上下水道料金改定について慎重に審議した。この中で、今後の経営状況、施設の整備計画、維持管理等の諸問題について、意見交換を行いながら、様々な角度から検討を進めた。その結果、諮問された内容が適当であると認め、答申する」という内容である。
- ・ 2ページ目「2答申内容」は、基本的には諮問内容と同じである。「上下水道料金の据え置きについては、上下水道料金は、料金算定期間を平成25年度から平成28年度の4年間とし、据え置く。また別荘水道料金の廃止について別荘水道料金を廃止し、一般料金に統一する」という内容である。
- ・ 2ページ目「3答申理由」のうち(1)は、上下水道料金の据え置きに関する内容である。「上下水道

料金は、上下水道局の財政方針に基づき、料金算定のもととなる維持管理経費と減価償却費について、営業収支比率目標及び減価償却費抑制目標を設定し、平成 25 年度から 34 年度までの上下水道事業計画を策定する中で、次期料金算定期間について、総括原価方式により改定率を算定している。算定した結果、次期料金算定期間は、上下水道料金とも現行の料金を据え置いても健全な経営が維持できる数値が算出されている。以上のことから、本案は適当であると判断される。」とした。

- ・ 3 ページ目の(2)は、「3 答申理由のうち」別荘料金の廃止についてである。「現在、別荘地にもかかわらず、別荘用としてではなく一般市民と同様に定住する住民がいる状況があり、そのような定住者から、なぜ別荘地は料金が高いのかといった問い合わせが寄せられている。別荘地区については、料金収入に比べて維持管理費用が割高となる傾向があるため、一般よりも高額な水準で料金設定することが妥当との考え方もあるものの、現行の料金格差を合理的に説明することが困難である。別荘水道料金を一般料金に統一することによる今後の経営に与える影響は軽微である。また、統一することにより、既存定住者への料金説明の明確化が図れ、別荘所有者の定住化及び利用促進も期待できる。以上のことから、本案は適当であると判断される。」とした。
- ・ 3 ページ目「4 附帯意見」は、正副会長から意見をいただいたものである。「経費の節減をしつつも必要な事業を着実に実施することなど、示された方針により業務改革を進め、健全な経営を維持されるよう努められたい」とした。
- ・ 4 ページ以降は審議の経過をまとめたものである。全体的な内容としては「本審議会は、上田市上下水道審議会条例の規定に基づき、平成 24 年 11 月 2 日に上田市長から諮問された上下水道料金の改定について、提示された資料をもとに協議を重ねながら、慎重に審議を行った。」というものである。
- ・ 第 1 回目審議会(11 月 2 日)の主な審議概要について、1 点目は農業集落排水の統合についてであり、「事業計画の中で、農業集落排水施設を公共下水道へ統合する事業に関して、地元の同意についての考え方にかかる質問があり、これに対し、実施にあたっては、受け入れ先となる地元の同意を得ることが大前提であり、地域ごとの歴史を十分に配慮し、地元の同意を得られたところから順次事業を進めていきたい。農業集落排水事業は事業構造上黒字化させることが難しく、経営の圧迫要因となっており、施設が更新の時期を迎え、現状の施設を維持していくには大きな費用が必要となり、将来的に使用者負担の増加が見込まれるため、これをいかに処理していくかが市に与えられた大きな命題ととらえているとの説明があった」とした。
- ・ 2 点目は県営水道事業の移管についてであり、「現在県営水道事業が給水している地域を市営水道でまかなうとすれば、経理面の影響はどうかとの質問があり、これに対し、県営水道の統合には 4 市町(上田市、坂城町、長野市、千曲市)が関わっているが、それぞれ異なる事情を抱えており、協議はあまり進んでいない。現時点では具体的な計画が示されていないため、経理面での影響も判断できないとの説明があった」とした。
- ・ 3 点目は民間委託についてであり、「民間委託についてはどのような方向を考えているかとの質問があり、これに対し、料金徴収業務等の包括的な委託、浄水場管理業務の委託、既に委託している公共下水道処理場管理業務の現状からさらに進めた形での委託、などを検討しているとの説明があった」とした。
- ・ 第 2 回目審議(平成 24 年 11 月 14 日)の主な審議概要は、1 点目は別荘料金を廃止した場合の検針方法と基本料金の取り扱いについてである。「別荘料金を廃止し統一をした際、検針も 2 ヶ月に 1 度となるのか。また、基本料金はいくらになるのかとの質問があり、これに対し、菅平及び獅子ヶ城については、現行どおり年 1 回の検針、徴収となり、基本料金は、月額 569 円の 12 ヶ月分を一括で徴収すると説明した」とした。
- ・ 2 点目は検針方法(期間)が異なることに伴う徴収料金の違いについてである。「料金体系を統一しても検針方法が違うため完全に料金統一は図れないのではないかとの質問があり、これに対し、本来 2 ヶ月徴収であるが、自然条件等のため、年 1 回の検針で対応したいとの説明があった」とした。
- ・ 3 点目は審議全体を通じてのまとめであり、「市側から上下水道事業の現状等について説明を受けた後、諮問事項に対する慎重な審議が行われ、諮問どおり答申することに決定した」とした。

会長：

- ・ 説明のあった答申案に対し、字句の関係を含め意見はあるか。

各委員：

【意見なし】

会長：

- ・ 答申書の内容については、ただいま説明のあった答申書案のとおり決定する。
- ・ 答申書は、後日市長の都合をお聞きし、正副会長で提出することしたい。

上下水道局長あいさつ

- ・ 慎重な審議に対して、心から御礼申し上げたい。
- ・ ライフラインを預かる者として、市民の安全・安心を担保するため、常に緊張感をもって仕事にあたっている。
- ・ 人口減少等による料金収入の落ち込みが危惧される中、いかに努力をして経営を維持していくのかが大きな課題である。
- ・ 文化のバロメータとも言われる下水道事業については、あと一年で市全体がほぼ事業完了する見込みである。しかし既に処理場の更新時期が迫っており、農業集落排水の公共下水道への統合は将来を見据えた中での大な課題である。委員からも接続に関連しての要望をいただいている。市政の基本は十分な説明と住民理解であり、一方的な市政経営を行うつもりはない。誤解を招かないように努力していきたい。
- ・ これからも上田市政全般にわたりご協力をいただきたい。

会長：

- ・ 正副会長で話し合い附帯意見にも盛り込んだが、常に業務改革を行い健全な経営を進めることが非常に大事であり、今は大丈夫でも「先々になって困ってしまった」ということにならないように、しっかり先を見据えた経営をお願いしたい。

4 閉会